

社会福祉法人五葉会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人五葉会(以下「法人」という。)の役員等の報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めるものである。

2 前項に規定する役員等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 理事及び監事

(2) 評議員

(報酬等)

第2条 常勤の役員には、この規程により報酬を支給するものとし、非常勤の役員については無報酬とする。ただし、非常勤の役員が法人の業務に携わったときは報酬を支払うものとする。

(報酬の種類)

第3条 非常勤役員の報酬については、役員報酬とし、非常勤役員は、日額とする。

(支給額等)

第4条 常勤役員に対する役員報酬は月額とし、支給額は次のとおりとする。

(1) 理事長 100,000 円

(2) 理事 50,000 円

2 非常勤役員に対する報酬は、日額 10,000 円とする。

(支払方法)

第5条 第2条に定める常勤役員の報酬及び通勤費用の支払い方法は、法人給与規程の例による。

(費用弁償)

第6条 役員及び常勤役員等が業務のため旅行をしたときは、その旅行について旅費を支給する。

2 役員等が理事会その他の法人の会議に出席したときは、費用弁償として1日につき5,000円を支給する。

3 旅費及び費用弁償の支給方法は、役員等の旅費規程による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年 1月 10日から施行する。

この規程は、平成20年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成20年12月 11日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。